高度先端産業立地事業助成金取扱要領

１．助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造を行う工場の新増設を支援するものです。

２．助成対象

対象事業	対象者	要　　件
市内の土地への高度先端産業分野の事業に供する工場の新増設等	製造業者	１　愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱第６条第１号の中小企業者に該当すること。 ２　愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象となるものであること。 ３　市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

３．助成内容

助成金の額	限度額
新増設等を行う固定資産の取得費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額に 100 分の 10（既設又は賃借する工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合は 100 分の５）を乗じて得た額以内	１の年につき 10 億円

※　助成金算定額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※　年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

４．申請期限

認定申請期限	交付申請期限
助成対象事業の着手 30 日前まで	事業が完了した日から１年以内

５．助成金の申請手順及び提出書類

手　　続	提　　出　　書　　類
事業計画立案 ↓ 計画認定申請 ↓ 計画認定通知書受理 ↓ 事業の開始 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 事業の完了 ↓ ↓ ↓	

認定申請時の提出書類	備　　考
計画認定申請書	【第１号様式】
中小企業者チェックシート	【市様式】
商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
建築図面（敷地図、配置図、平面図、立面図）	機械装置の場合は、その図面又はパンフレット
高度かつ先端的な技術性を説明する資料	
今後の事業の見通しを説明する資料等	
会社概要	
その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

助成金の交付申請
↓
交付決定通知書受理
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
助成金請求書提出
↓
助成金の交付

交付申請時の提出書類	備　　考
助成金交付申請書	【第６号様式】
事業内容報告書	【市様式】
市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
常用従業員名簿	【市様式】
交付申請時アンケート調査	【市様式】
中小企業者チェックシート	【市様式】
検査済証、建築図の写し	検査済証で工事着工日が分からない場合は、起工式資料なども添付 ※設備のみを対象とする場合は不要
固定資産台帳の写し	
固定資産リスト	
事業内容を証する写真	
注文書、契約書、納品書、請求書の写し	
領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
事業内容を証する写真	
労働契約書、人事発令書	※後日、現地確認も可
雇用保険被保険者通知書	※後日、現地確認も可
計画認定通知書の写し	
その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

助成金請求時の提出書類	備　　考
請求書	【第 13 号様式】
助成金交付決定通知書の写し	

６．備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第２（第４条関係）に定める高度先端産業立地事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

７．問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課
電　話　　０５６８－８５－６２４７
ＦＡＸ　　０５６８－８４－８７３１
メール　　kigyo@city.kasugai.lg.jp

R6.4